○中国地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日　中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間
百八十号	岡山市北区一宮山崎字散泊六四一番三から同市北区松尾七八七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月一日

○九州地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
荒尾市大平町二丁目一一番から同市原万田字浦田八三九番二まで	前	ＢＡ 九・八〇～三七・〇〇メートル	二・〇六〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 一三・八〇～五一・一九メートル	一・六七九キロメートル	
		ＢＡ 九・八〇～三七・〇〇メートル	二・〇六〇キロメートル	
		ＢＡ 一三・八〇～五一・一九メートル	二・〇九九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局有明海沿岸国道事務所

○九州地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間
二百二十号	霧島市福山町福山字海添三八五番一から同市福山町福山字イツク島五六一番三まで

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月三十日

○九州地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日置市伊集院町下神殿字井手元一五六五番七から同市伊集院町下神殿字井手元一五六〇番一まで	前	一一・九一～一六・二二メートル	〇・〇六八キロメートル
	後	一一・六五～一三・六一メートル	〇・〇六八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間
三号	日置市伊集院町下神殿字井手元一五六五番七地内

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月三十日

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
宮古市津軽石第四地割五八番二から同市津軽石第三地割九九番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年一月三十一日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
日置市伊集院町下神殿字井手元一五六五番七地内	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四) 制限の対象とする占用物件

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年一月三十一日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所